

派遣元責任者の変更

※ 再交付 年月日 年 月 日
書換

許可証再交付申請書
労働者派遣事業変更届出書
労働者派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書

提出日を記載

年 月 日

厚生労働大臣 殿

派遣元責任者の変更の場合、「2・5」

申請者 株式会社〇〇商事

届出者 代表取締役〇〇 〇〇

- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第8条第3項の規定により下記のとおり許可証の再交付を申請します。
- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第11条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。
- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第11条第4項の規定により下記のとおり許可証の書換えを申請します。
- 届出者（法人にあっては役員を含む。）（届出者が未成年の場合、その法定代理人をいう。）については、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第6条各号（第3号を除く。個人にあっては第3号及び第11号を除く。）のいずれにも該当しないこと並びに届出者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。
- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第36条の規定により選任する派遣元責任者については、同法第6条第1号、第2号及び第4号から第9号までのいずれにも該当しないこと、未成年者に該当しないこと、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第29条の2第1号に規定する基準に適合すること並びに派遣元責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

記

1 許可番号	派14-〇〇〇〇〇〇	2 許可年月日	令和〇〇年 〇 月 〇 日
3 (ふりがな) 氏名又は名称	〇〇〇〇かぶしがいしゃ 〇〇株式会社		
4 住所	〒(231-0015) 神奈川県横浜市中区尾上町〇丁目〇番地〇号 (045) 〇〇〇-〇〇〇〇		
5 (ふりがな) 代表者の氏名 (法人の場合)	だいひょうとりしまりやく 〇〇〇〇 〇〇〇〇 代表取締役〇〇 〇〇		
6 (ふりがな) 事業所の名称	〇〇〇〇かぶしがいしゃ 〇〇〇〇株式会社		
7 事業所の所在地	〒(231-0015) 神奈川県横浜市中区尾上町〇丁目〇番地〇号 (045) 〇〇〇-〇〇〇〇		

派遣元責任者の変更した事業所名称・所在地を記載してください。

※

収入印紙
(消印しては
ならない。)

許可証の書換の無い派遣元責任者の変更の場合、収入印紙の貼付は不要です。

8 変更の内容										
変更に係る事項	変更後				変更前				変更年月日	
① (ふりがな) 氏名又は名称									年 月 日	
② 住 所									年 月 日	
③ 代表者の氏名 (法人の場合)									年 月 日	
④ 役員の氏名及び住所 (法人の場合)	(ふりがな)				(ふりがな)				令和〇〇年 〇月〇日	
	氏 名				氏 名					
	住 所	住所：青森県宇都宮市旭〇丁目〇番地〇号 居所：神奈川県横浜市港南区日野〇丁目〇番地〇号 〇〇〇〇ハイツ〇〇号室			住 所					
⑤ (ふりがな) 事業所の名称									日	
⑥ 事業所の所在地									日	
⑦ 特定製造業務への労働者派遣	開始年月日	年	月	日	終了年月日	年	月	日		
⑧ 派遣元責任者の氏名、住所等	(ふりがな)	△△△	△△△△	製造業務専門	○	(ふりがな)	□□□□	□□□□	製造業務専門	○
	氏 名	△△	△△△	キャリア担当者	○	氏 名	□□	□□	キャリア担当者	
	住 所	住所：青森県宇都宮市旭〇丁目〇番地〇号 居所：神奈川県横浜市港南区日野〇丁目〇番地〇号 〇〇〇〇ハイツ〇〇号室			住 所	神奈川県横浜市西区みなとみらい〇丁目〇番地〇号				
	備考									
⑨ 労働者派遣事業を行う事業所の新設										
イ 事業開始年月日									年 月 日	
ロ (ふりがな) 事業所の名称										
ハ 事業所の所在地	〒 ()				()				—	
ニ 特定製造業務への労働者派遣の実施の有無					1 有		2 無			

派遣元責任者が
・製造業専門の派遣元責任者
・キャリアコンサルタントの担当
として選任する場合には「○印」を記載してください。
※新たに製造業専門を選任する場合は、特定製造開始の申請が必要です。

住民票記載の住所ではない場所に在住している場合は、その住所も記載し、居所証明書も添付してください。

